

府

令

○内閣府令第七号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第四十条第三号、第四十四条第二号及び第五十五条の規定に基づき、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二号及び第六十四条第一項第二号中「区」の下に「又は総合区」を加える。

別記様式第十八号及び別記様式第十九号中

警備業法施行規則の所在する市町村の名称
（市町村にあっては、区又は総合区の名称）

を改める。

警備業法施行規則の所在する市町村の名称
（市町村にあっては、区又は総合区の名称）

を改める。

別記様式第二十一号の記載要領中「区」の次に「又は総合区」を加える。

附則

（施行期日）

1 この府令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この府令による改正前の警備業法施行規則に規定する様式による書面については、この府令による改正後の警備業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

省

令

○厚生労働省令第二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二十五条第五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二百三十四号を第二百三十五号とし、第四十一号から第二百三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四十号の次に次の一号を加える。

第四十一 一酸化二窒素

第二条第五号の表中「アミノロー」(四一プロモニー・五一ジメトキシフェニル) エタノン、その塩類及びこれら含有する物の項の次に次のように加える。

一酸化二窒素及びこれを含有する物

一 疾病の治療の用途（法第十四条若しくは第十九条の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）	二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
三 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合同外の場合に限る。）	四 工業用の洗浄剤の用途
五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物の用途	六 電気絶縁の用途
七 噴射剤の用途	八 冷媒の用途

附則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省令第二十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「附則第九十条」を「第九十条」に、「附則第九十四条第三項から第六項」を「第九十四条から第九十七条」に改める。

第二十二條の二第一項第四号中「及び第八十二条第三号」を「第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条」に改める。

第九十四条の前に見出しとして「（保育所の職員配置に係る特例）」を付する。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 保育の需要に應ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の承認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足しているに鑑み、当分の間、第三十三条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事（指定都市にあっては当該指定都市の市長とし、中核市にあっては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

附則に次の三條を加える。

第九十五条 前條の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。